



# 埼玉県報

第197号  
令和3年(2021年)  
4月6日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 行田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 平成22年埼玉県告示第526号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第1の知事が定める額）の一部を改正する告示（福祉政策課）
- 秩父漁業協同組合共第1号及び共第4号第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可（生産振興課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 新座都市計画事業施行の周知（道路街路課）
- 春日部都市計画事業施行の周知（道路街路課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 坂戸都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 坂戸都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 坂戸都市計画土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 富士見都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 児玉都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 児玉都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 児玉都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 本庄都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

### 正誤

- 埼玉県、埼玉県教委、埼玉県選管、埼玉県人事委員会、埼玉県監査委員、埼玉県労働委員会、埼玉県収用委員会、埼玉県内水面漁場管理委員会、埼玉県公営企業、埼玉県流域下水道事業告示第1号中訂正（文書課）
- 埼玉県、埼玉県教委、埼玉県選管、埼玉県人事委員会、埼玉県監査委員、埼玉県労働委員会、埼玉県収用委員会、埼玉県内水面漁場管理委員会、埼玉県公営企業、埼玉県病院事業、埼玉県流域下水道事業告示第1号中訂正（文書課）
- 訓令番号の訂正（畜産安全課）

# 告 示

## 埼玉県告示第四百二十六号

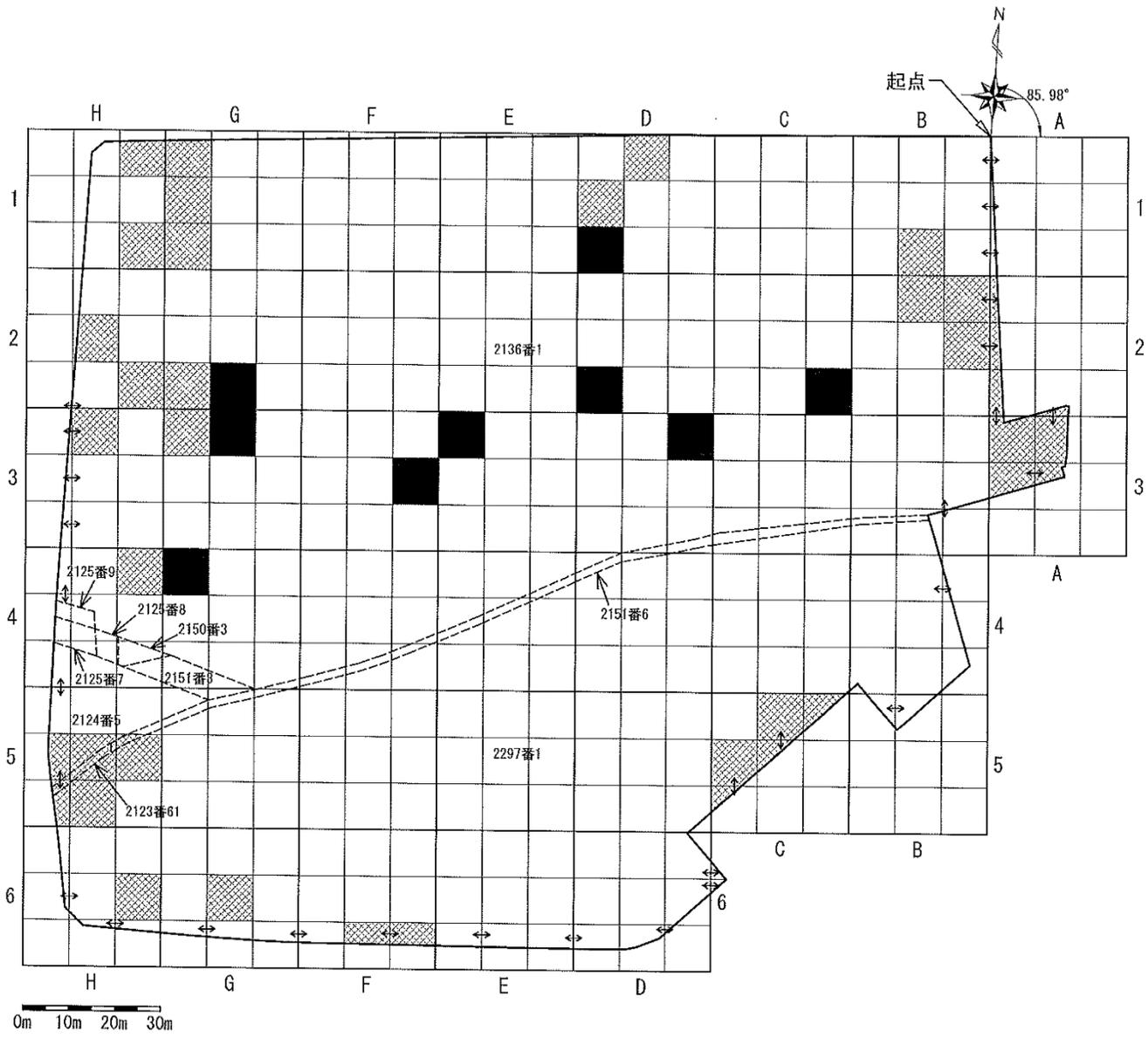
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年埼玉県告示第三百十四号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和三年四月六日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県本庄市南二丁目二千百三十六番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



**起点**  
 起点は埼玉県本庄市南二丁目  
 2136番1の最北端とする

格子の回転角度 85.98°

■ 形質変更時要届出区域を  
 解除する区域

▨ 形質変更時要届出区域

— 敷地境界

- - - 地番境界

0m 10m 20m 30m

## 告 示

### 埼玉県告示第四百二十七号

行田市から行田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年四月六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百二十八号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項金額の欄中「五、一〇〇円」を「五、二二〇円」に、「一〇、七〇〇円」を「一一、〇八〇円」に、「五、二二〇円」を「五、二二〇円」に、「九、三八〇円」を「九、六〇〇円」に、「六、六三〇円」を「六、八五〇円」に、「七、七四〇円」を「八、七八〇円」に、「六、一〇〇円」を「六、一一〇円」に、「一四、一四〇円」を「一三、八三〇円」に、「九、四三〇円」を「九、五三〇円」に改める。

# 告示

## 埼玉県告示第四百二十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の認可をしたので、同条第七項の規定により公示する。

令和三年四月六日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 漁業権者の名称及び住所  
秩父漁業協同組合
- 二 埼玉県秩父市荒川久那四千一番地一  
漁業権の免許番号  
共第一号及び共第四号
- 三 変更の内容

第三条第一項の表いわな、やまめ、にじますの項を次のように改める。

ます類	組合が定めて公示した区間	3月1日から9月30日まで （ただし、にじますについては、荒川本流の秩父市地先巴川橋から秩父橋までの区域及び皆野町地先皆野橋から親鼻橋下流の秩父鉄道鉄橋までの区域において、1月1日から12月31日まで）
-----	--------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

第四条第三項中「6月1日から9月30日までの間」や「第五条に規定する遊漁期間」に改める。

第五条の表ます類の項を次のように改める。

ます類	3月1日から9月30日まで（ただし、にじますについては、荒川本流の秩父市地先巴川橋から秩父橋までの区域、皆野町地先皆野橋から親鼻橋下流の秩父鉄道鉄橋までの区域及び第7条第2項の特設釣区においては、1月1日から12月31日まで）
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

四 変更後の遊漁規則の施行の日  
令和三年二月二十五日

## 告 示

### 埼玉県告示第四百三十号

令和二年埼玉県告示第千三百九十九号で公示した公共測量は、令和三年三月二十六日終了した旨測量計画機関である埼玉県飯能県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和三年関東地方整備局告示第百七十七号）があったので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和三年四月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 施行者の名称

埼玉県

#### 二 事務所の所在地

埼玉県朝霞市浜崎六百七十八番地

#### 三 都市計画事業の種類及び名称

新座都市計画道路事業三・四・一号保谷朝霞線

#### 四 事業施行期間

令和三年四月一日から令和十年三月三十一日まで

#### 五 事業地の所在

##### イ 収用の部分

埼玉県新座市道場二丁目地内

##### ロ 使用の部分

なし

## 告 示

### 埼玉県告示第四百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和三年関東地方整備局告示第百七十八号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和三年四月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 施行者の名称

埼玉県

#### 二 事務所の所在地

埼玉県春日部市中央六丁目七番地二

#### 三 都市計画事業の種類及び名称

春日部都市計画道路事業三・四・八号袋陣屋線

#### 四 事業施行期間

令和三年四月一日から令和十四年三月三十一日まで

#### 五 事業地の所在

##### イ 収用の部分

埼玉県春日部市粕壁字八木崎、粕壁三丁目及び中央一丁目地内

##### ロ 使用の部分

なし

# 告 示

## 埼玉県告示第四百三十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年四月六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇〇九―四十八―三号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県越谷市大字増林五千八百二十七番地一他三筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六千二十五・七八立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第四百三十四号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年四月六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百三十五号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年四月六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により鶴ヶ島市から坂戸都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和三年四月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百三十七号

ふじみ野市から富士見都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和三年四月六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百五十二号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年四月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

神川町

二 都市計画事業の種類及び名称

児玉都市計画下水道事業神川流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成十七年三月四日から令和九年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

汚水

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

平成十七年埼玉県告示第四百五十三号、平成二十年埼玉県告示第三百八十五号、平成二十三年埼玉県告示第四百十一号、平成二十七年埼玉県告示第二百九十三号の事業地から、大字元阿保字下原、大字八日市字上居裏及び字中居裏、大字原新田字上原、字上北原、字上庚申、字上堀南及び字若原並びに大字熊野堂字裏林、字前原、字前圃、字水元、字南谷戸及び字村上を削る。

# 告示

## 埼玉県告示第四百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十三年埼玉県告示第九百十四号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年四月六日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 施行者の名称  
神川町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
児玉都市計画下水道事業神川公共下水道
- 三 事業施行期間  
平成十三年十二月十四日から令和九年三月三十一日まで
- 四 変更に係る事業地  
汚水  
イ 収用の部分  
変更なし  
ロ 使用の部分  
変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十号

美里町から児玉都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和三年四月六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十一号

深谷市から本庄都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和三年四月六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県教委告示第十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和三年四月六日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和三年四月十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 令和三年度埼玉県教科用図書選定審議会委員の任命について

ロ 令和三年度埼玉県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について

ハ その他



正 誤

埼玉県

埼玉県 教委

埼玉県 教 委

埼玉県 選 管

埼玉県 人事 委員 会

埼玉県 監 査 委 員

埼玉県 労働 委員 会 告示 第一号 (令和三年三月三十日 第百九十五号) 中

埼玉県 収 用 委 員 会

埼玉県内 水面 漁場 管理 委員 会

埼玉県 公 営 企 業

埼玉県 病 院 事 業

訂正

ページ 行

一 前から二十一

誤

神尾 高善

白土 幸仁

正

荒木 裕介

小久保 憲一

# 正 誤

埼 玉 県

埼玉県病院事業

令和三年三月三十日埼玉県訓令第十八号は、  
埼玉県教育委員会 訓令第一号の誤り。

埼玉県警察本部

埼 玉 県

令和三年三月三十日埼玉県訓令第十九号は、埼玉県教育委員会訓令第一号の誤り。

埼玉県警察本部